

函館市重度障がい者等就労支援特別事業実施要綱

(目的)

第1条 函館市重度障がい者等就労支援特別事業（以下この要綱において「本事業」という。）は、重度障がい者等（第2条第3号に掲げる者をいう。）に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等（在宅就労の場合の就労場所を含む。）における支援を行うことにより就労機会の拡大および社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護，同条第4項に規定する同行援護および同条第5項に規定する行動援護のことをいう。
- (2) 重度訪問介護等サービス事業者 重度訪問介護等を行うものであって，障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (3) 重度障がい者等 本市において，重度訪問介護等の支給決定を受けている者をいう。
- (4) 民間企業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の利用者以外の者であって，障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第49条第1項に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金の対象となる事業主をいう。
- (5) 自営業者等 民間企業で雇用される者，国家公務員，地方公務員，国会議員，地方議会議員等の公務部門で雇用される者，その他これ

に準ずる者以外の者であって、重度訪問介護等の利用にあたって経済活動を理由に重度訪問介護等の利用ができない時間がある者をいう。

(6) 支援計画書 重度障がい者等の通勤および職場等における支援に当たって、民間企業および自営業者等が主体となって、支援対象範囲を明確にし、必要な支援をとりまとめたものをいう。

(7) 通勤支援や職場等における支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等および基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）における重度訪問介護等において、「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分の支援をいう。

（事業の内容）

第3条 本事業の内容は、民間企業が重度障がい者等を雇用するに当たり、障害者雇用促進法第49条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「助成金」という。）を活用しても当該重度障がい者等の雇用継続に支障が残る場合や、重度障がい者等が自営業者等として働く場合において、本事業による支援の提供がなければ、就労の継続が困難であると市長が認めたときに、重度障がい者等の通勤や職場等において、主に重度訪問介護等と同等の支援を行うものとする。

（対象者）

第4条 本事業の対象者は、市内に居住地を有し、重度訪問介護等のサービスを利用している重度障がい者等であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の者または1週間の所定労働時間が10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とすることができる。

(2) 自営業者等であって、当該自営等に従事することにより当該対象

者の所得の向上が見込まれると市長が認めたもの。ただし、自営等に
従事する時間が1週間のうち10時間以上の者を基本とする。

(支援対象範囲)

第5条 民間企業の対象者の支援対象範囲は、通勤支援や職場等における
支援であって、助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が
残るものとして関係者による支援計画書において認められた部分(時
間)のうち、市長が支援が必要と認めた部分(時間)とする。

2 自営業者等の対象者の支援対象範囲は、通勤支援や職場等における
支援の部分(時間)のうち、市長が支援が必要と認めた部分(時間)
とする。

(支援の方法)

第6条 利用者は、前条の支援対象範囲において重度訪問介護等と同等
のサービスを受けるものとする。

(支給量)

第7条 第5条の支援対象範囲に係る本事業の支給量は、通勤支援につ
いては通勤に要する時間とし、職場等における支援については1日8
時間、かつ1週間に40時間の範囲において、市長が必要と認める時
間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこれを超えること
ができる。

(就労支援給付費)

第8条 本事業に係る支援に要する費用は、利用決定者が支給決定され
ている重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る介護給付費に準
じて、障害者総合支援法第29条の規定に基づき算定した額とする。

2 市長は、利用者が重度訪問介護等サービス事業者から本事業に係る
支援を受けたときは、当該利用者に対し、支援に要した費用から第10
条に規定する利用者負担額を控除して得た額を給付する。

3 市長は、前項の規定により算定した額について、当該利用者に代わ
り、重度訪問介護等サービス事業者に支払うものとする。

4 前項の規定による支払があったときは、利用者に対して支給があっ
たものとみなす。

5 重度訪問介護等サービス事業者は、市長から本事業に係る支払を受けた場合は、当該利用者にその額を通知しなければならない。

(支払請求)

第9条 重度訪問介護等サービス事業者が就労支援給付費の支給を受けようとするときは、当該重度訪問介護等サービス事業者が通勤支援や職場等における支援を行った日の属する月の翌月10日までに、請求書(別記第8号様式)および函館市重度障がい者等就労支援事業サービス提供実績記録票(別記第9号様式)の写し、明細書(別記第10号様式)、利用者負担上限額管理結果票(別記第11号様式)等の関係書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査の上、請求のあった日の属する翌月末までに就労支援給付費を支払うものとする。

3 重度訪問介護等サービス事業者は、就労支援給付費の支給を受けたときは、受領した旨を当該利用者に対し通知しなければならない。

(利用者負担額)

第10条 利用者負担額は、第8条第1項に規定する就労支援給付費については、当該費用の一割とし、同一の月の利用者負担額が、重度訪問介護等の支給決定時において認定されている負担上限月額を超えるときは、当該月における利用者負担額は、当該利用者負担上限月額とする。第11条第1項に規定する支援計画書作成協力費については、負担を要しない。

2 前項に規定する利用者負担額は、指定重度訪問介護等事業者が支給決定を受けている者から受領するものとする。

(支援計画書作成協力費)

第11条 支援計画書作成協力費は、第2条第6号に規定する支援計画書を、民間企業または自営業者から希望があつて計画相談支援事業所等が作成に協力した場合の費用は15,000円とする。

2 指定特定相談支援事業所等は、支援を行った日の属する月の翌月10日までに、請求書(別記第12号様式)より、支援計画書作成協力費

を請求できる。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査の上、請求のあった日の属する翌月末までに就労支援給付費を支払うものとする。

(利用の申請)

第12条 本事業を利用しようとする者は、次の書類を備えて市長に申請しなければならない。

(1) 函館市重度障がい者等就労支援事業利用申請書（別記第1号様式）

(2) 支援計画書（別記第2号様式）

(3) 民間企業に雇用されている者であることを証する書類の写し（第4条第1号の対象者が申請する場合に限る。）

(4) 自営業者等であることを証する書類の写し（第4条第2号の対象者が申請する場合に限る。）

(利用の決定)

第13条 市長は、前条の申請を受理したときは、事業の利用の可否について決定し、利用を認める決定をしたときは別記第3号様式の通知書により、利用を認めない決定をしたときは別記第4号様式の通知書により、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(利用内容の変更)

第14条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が利用内容を変更する場合は、支援計画書等の必要書類を添えて別記第5号様式の申請書により利用変更の申請をするものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更の可否を決定し、別記第6号様式の通知書により利用者に通知するものとする。

(利用の廃止等)

第15条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には事業の利用を停止または廃止することができるものとする。

(1) 本事業を受ける必要がなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 市外へ転出したとき。

- (4) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
 - (5) 本事業の利用を辞退したとき。
 - (6) 虚偽の申請その他の不正な手段により利用の決定を受けたとき。
 - (7) その他本事業を利用する者として市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により本事業の利用を停止または廃止したときは、別記第7号様式の通知書により利用者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに第9条に規定する就労支援給付費が支払われているときは、利用者または重度訪問介護等サービス事業者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(利用期間)

第16条 事業の利用期間は、事業の決定を受けた日後最初に到来する3月31日までとする。

(利用決定の更新)

第17条 利用決定期間満了後においても本事業を利用しようとする利用者は、利用決定期間満了日の60日前から更新の申請を行うことができる。

- 2 前項の申請に係る手続きについては、第12条の規定を準用する。ただし、利用決定期間満了日以前に前項の申請があった場合における利用決定期間の開始日は、更新前の利用決定期間満了日の翌日とする。

(費用の返還)

第18条 市長は、支援を提供する者が、偽りその他の不正行為によって、第9条に規定する費用の支払いを受けた場合は、当該事業者から費用の全部または一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第19条 この要綱による就労支援給付費の支給を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第20条 本事業の関係者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者およびその関係者に関する個人情報等を他に漏らしてはいけない。

(調査等)

第21条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、事業の適正な運営を図るため、重度訪問介護等サービス事業者に対し、事業に係る運営について必要な指示を行い、実施状況の報告を求め、および調査を行うことができる。

(関係書類の整備)

第22条 重度訪問介護等サービス事業者は、支給決定者に対し、通勤支援や職場等における支援を実施したときは、支援記録等の関係書類を整備しておくものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。